

令和8年2月10日

令和8年

上毛町農業委員会2月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会2月期定例総会議事録

1. 日 時 令和8年2月10日（火）午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 第一会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 20名

欠席委員 2名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古原 修	○	15番	水嶋 久夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	○
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	○
5番	熊谷由美子	○	19番	磯田 三好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	○	21番	松川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山本 直子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	欠			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野添 雄二 ○
林 充彦 ○
高橋 秀典 ○

4.議 案

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他 ・活動記録簿の提出について

・次回日程 3月10日(火)

会議の経過

令和8年2月10日(火)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会2月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、宮秋委員、常慶委員より欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今から2月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席10番中森委員、議席13番越原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局 はい。議題に入ります前に、本日一枚ものの資料をお配りしております。こちら先月1月期定例総会資料の3ページでございます。修正をさせていただきますのでこちらと差し替えをお願いします。修正をさせていただいたのは、貸し手、〇〇さんの〇の字が誤っておりました。

それから、一番下の原井1124番の賃借権の始期終期の日付を誤っておりましたのでこちらに修正させていただきます。差し替えをお願いします。

それでは、資料の2ページをお願いします。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は合意解除で、申請農地は大字大ノ瀬5番1、5番2、21番1、21番2、地目は田で、面積は計4,530㎡です。

譲渡人は、中津市の〇〇さんで、譲受人は、大字大ノ瀬の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、5,392㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は4、5ページのとおりです。申請農地は大字大ノ瀬地内の整備田です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、宮秋委員が欠席ですので事務局から再度お願いいたします。

事務局 担当は宮秋委員さんでございますが、本日欠席されるという事でご意見を事前にお伺いしております。特に問題はないのではないかと、言う事でもございました。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第2号については原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料6ページをお願いします。

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字成恒271番、地目は田で、面積は1,667㎡です。

譲渡人は北九州市の〇〇さんで、譲受人は大字成恒の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は3,639㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は8、9ページのとおりです。申請農地は大字成恒地内の整備田です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件についても、宮秋委員が地区担当委員となっておりますが本日欠席でございますので事務局再度お願いします。

事務局 こちらにつきましても事前に宮秋委員から伺っております。

特に問題はないという事でございます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第3号については原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料10ページをお願いします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野882番1、地目は田で、面積は158㎡です。

譲渡人は、大字宇野の〇〇さんで、譲受人は、大字東下の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は897㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は12、13ページのとおりです。

申請農地は大字宇野地内の未整備の田です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、坪根委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

坪根委員 事務局の説明の通りです。問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第4号については原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料14ページをお願いします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字東下761番、地目は田で、面積は1,656㎡です。
譲渡人は、大字東下の〇〇さんで、譲受人は、大字東下の〇〇さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、1,656㎡です。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。
同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図、箇所図は16、17ページのとおりです。申請農地は大字東下地内の整備田です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、常慶委員が地区担当委員となっておりますが今日は欠席ですので事務局
再度説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、申請当初より、常慶委員とも相談しながら進めてきたところでございます。
問題はないと言う事で伺っております。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第5号については原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを
議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の18ページをお願いします。
議案第6号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。
申請農地は大字上唐原742番、地目は田で、面積は499㎡です。
申請人は、大字上唐原の〇〇さんで、理由としては、隣接する自己住宅の駐車場にするためです。
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われれます。
付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、隣接農地の承諾も
得ています。農地の区分は第1種農地ですが、集落に接続していることから許可可能と判断します。
箇所図、位置図は19、20ページのとおりです。
申請農地は、大字上唐原地内の未整備の田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、久保委員が地区担当委員となっていますがいかがでしょうか。

久保委員 事務局の説明の通りです。問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第6号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをお願いします。

議案第7号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字西友枝1324番1、地目は畑で、面積は547㎡です。

申請人は、大字西友枝の〇〇さんで、理由としては、自己住宅建築のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、隣接農地はありません。農地の区分は第2種農地であり、許可可能と判断します。

箇所図、位置図は22、23ページのとおりです。

申請農地は、大字西友枝地内の未整備の畑です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、小林委員が地区担当委員となっていますがいかがでしょうか。

小林委員 事務局の説明の通りです。排水等問題はないと考えます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第7号については原案のとおり可決決定されました。以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。その他について事務局からお願いします。

事務局 ではその他について申し上げます。

先日、〇〇市の〇〇地区土地改良区の事務局長から相談をいただきました。

現在、〇〇市の〇〇地区で、農地中間管理機構関連農地整備事業という圃場整備事業を実施しています。その事業を実施する要件に、収益性の向上というのがございまして、事業完了後5年ないしは10年以内に収益性を20%以上向上させるとされています。

そこで、収益性の良い作物を作っている農家さんのお話を聞きたい、それも圃場整備事業を実施したところでやっている方のお話を聞きたいとのことでした、東下の〇〇さんにお話ししていただくこととなりました。

開催日は来月3月3日火曜日の午前10時から、大平支所での開催を予定しています。

そこで、事務局から提案ですが、この機会に農業委員会も研修として参加し、〇〇さんの話のほか、土地改良区の方からも圃場整備事業の実施に至った経緯など伺ってはどうか。

現在のところ、上毛町で圃場整備事業の計画はありませんが、〇〇さんからお話しを聞いたり、近隣の土地改良区の方と面識を持つ機会もなかなかないと思います。いかがでしょうか。

(意見、異議なし)

次回定例総会は、3月10日火曜日に開催します。

なお、活動記録簿ですが3月10日に提出された分までで集計を閉めさせていただきますので、当日は、3月10日当日までの活動記録簿を提出していただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員のみなさまから何かございませんか。よろしいですか。

それではこれで2月期定例総会を終了いたします。

ありがとうございました。

令和8年2月10日 午前9時30分閉会